

江別市犯罪被害者等支援条例の制定について

江別市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援が提供されるよう行われなければならない。

い。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労について配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた被害を回復し、又は軽減して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第 12 条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を行うものとする。

(支援の制限)

第 13 条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

2 江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例（平成 23 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とする。